

◎新潟県告示第307号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成29年6月新潟県告示第755号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。</p> <p>なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川 荒川水系 荒川（指定区間） 阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間）</p> <p>2 （略）</p>	<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。</p> <p>なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川 荒川水系 荒川（指定区間） 阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間） <u>関川水系</u> <u>渋江川</u></p> <p>2 （略）</p>